2	(1)　東京都立川市緑町6－6 (133.40) (2)　東京都小平市栄町1－10－1 (179.80)	北緯35度42分32秒東経139度24分43秒の地点と北緯35度44分04秒東経139度26分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
3	(1)　東京都立川市緑町6－6 (133.40) (2)　東京都八王子市石川町1673 (207.50)	北緯35度42分30秒東経139度24分40秒の地点と北緯35度40分32秒東経139度21分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
4	(1)　東京都小平市栄町1－10－1 (179.80) (2)　埼玉県さいたま市浦和区北浦和5－14－2 (114.60)	北緯35度44分04秒東経139度26分27秒の地点と北緯35度52分27秒東経139度38分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
5	(1)　山梨県甲府市丸の内1－10－7 (320.40) (2)　山梨県南都留郡富士河口湖町河口字御巣鷹山2733－1 (1802.80)	北緯35度39分47秒東経138度34分14秒の地点と北緯35度39分16秒東経138度35分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
6	(1)　岐阜県岐阜市六条江東3－5－7 (57.90) (2)　岐阜県海津市南濃町境字狐平2789－1 (458.00)	北緯35度23分17秒東経136度44分31秒の地点と北緯35度19分17秒東経136度42分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
7	(1)　三重県津市丸之内3－15 (98.80) (2)　三重県津市美里町五百野字奥狭間387 (156.00)	北緯34度42分49秒東経136度30分18秒の地点と北緯34度42分56秒東経136度26分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
8	(1)　福岡県京都郡苅田町大字長浜町1番地1 (57.40) (2)　福岡県北九州市門司区大字伊川2663番1 (109.50)	北緯33度47分13秒東経130度59分50秒の地点と北緯33度48分50秒東経130度59分42秒の地点を結ぶ直線を中心線としてその両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度51分03秒東経130度59分30秒の地点と北緯33度52分08秒東経130度59分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度52分46秒東経130度59分21秒の地点と北緯33度54分14秒東経130度59分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
9	(1)　福岡県北九州市門司区大字猿喰669番地5 (76.00) (2)　福岡県北九州市門司区大字伊川2663番1 (109.50)	北緯33度53分51秒東経130度58分22秒の地点と北緯33度53分59秒東経130度58分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度54分01秒東経130度58分38秒の地点と北緯33度54分21秒東経130度59分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	

○総務省告示第百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第九百六十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十八年郵政省告示第九百七十一号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和六十二年郵政省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十七年三月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　昭和四十一年郵政省告示第九百六十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

二　昭和四十九年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

三　昭和五十六年郵政省告示第五百九十一号（伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

四　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表四の項を削る。

第二項の表七四の項を次のように改める。

七四	削除

五　平成十年郵政省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七五の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表八七の項を次のように改める。

八七	削除

六　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

六	削除

七　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

八　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

九　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除